

不正競争防止法新旧法対照表

(2017年11月)

日本貿易振興機構(ジェトロ) 北京事務所

本資料は、北京市大地法律事務所のご厚意により、ジェトロが同事務所から許諾を得てウェブサイトに掲載しています。本資料は仮訳であり、原文は中国全国人民代表大会のウェブサイト (http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2017-11/04/content_2031432.htm) でご覧いただけます。

不正競争防止法新旧法対照表

1993 年版	2017 年版
第一章 総則	
<p>第1条 社会主義市場経済の健全な発展を保障し、公平な競争を奨励し、保護し、不正競争行為を制止し、かつ経営者および消費者の適法な権益を保護するため、本法を制定する。</p>	<p>第1条 社会主義市場経済の健全な発展を促進し、公平な競争を奨励し、保護し、不正競争行為を制止し、かつ経営者および消費者の適法な権益を保護するため、本法を制定する。</p>
<p>第2条 経営者は、市場取引において、自由意思、平等、公平、誠実信用の原則に従い、広く認められている商業道徳を遵守しなければならない。</p> <p>本法において不正競争とは、経営者が本法の規定に違反し、ほかの経営者の適法な権益を損ない、経済的秩序を攪乱する行為をいう。</p> <p>本法において経営者とは、商品の経営または営利的サービス（以下にいう商品には、サービスが含まれる。）に従事する法人、その他の経済組織および個人をいう。</p>	<p>第2条 経営者は、生産経営活動において、自由意思、平等、公平、誠実信用の原則に従い、法律および商業道徳を遵守しなければならない。</p> <p>本法において不正競争行為とは、経営者が生産経営活動において、本法の規定に違反し、市場競争秩序を攪乱し、ほかの経営者または消費者の適法な権益を損なう行為をいう。</p> <p>本法において経営者とは、商品の生産、経営またはサービスの提供（以下にいう商品には、サービスが含まれる。）に従事する自然人、法人、非法人組織をいう。</p>
<p>第3条 各級人民政府は、措置を講じ、不正競争行為を制止し、公平な競争のため良好な環境および条件を作りあげなければならない。</p>	<p>第3条 各級人民政府は、措置を講じ、不正競争行為を制止し、公平な競争のため良好な環境および条件を作りあげなければならない。</p> <p>国务院は、不正競争防止業務の協力体制を構築し、不正競争防止に係る重大な政策について研究のうえ決定し、市場競争の秩序を維持するための重大な問題を協力して処理する。</p>

<p>県級以上の人民政府の工商行政管理機関は、不正競争行為に対して監督監査する。法律または行政法規の規定により、その他の機関が監督監査する場合には、当該規定による。</p>	<p>第4条 県級以上の人民政府の工商行政管理の職責を履行する機関は、不正競争行為に対して取り締りを行う。法律または行政法規の規定により、その他の機関が監督監査する場合には、当該規定による。</p>
<p>第4条 国は、すべての組織および個人が不正競争行為に対して社会が監督をすることを奨励、支持、保護する。</p> <p>国家機関の職員は、不正競争行為を支持したり、庇護してはならない。</p>	<p>第5条 国は、すべての組織および個人が不正競争行為に対して社会が監督をすることを奨励、支持、保護する。</p> <p>国家機関およびその職員は、不正競争行為を支持したり、庇護してはならない。</p> <p>業界団体は、業界の自律を強化し、会員の法による競争を先導、制度化し、市場競争の秩序を維持しなければならない。</p>
<p>第二章 不正競争行為</p>	
<p>第5条 経営者は、次の各号に掲げる不正な手段を用いて市場取引に従事し、競争相手を損なってはならない。</p> <p>(1)他人の登録商標を冒用する。</p> <p>(2)無断で周知商品に特有の名称、包装もしくは装飾を使用したり、周知商品と類似する名称、包装もしくは装飾を使用して、他人の周知商品との混同をもたらし、もって購入者をして当該周知商品であると誤認させる。</p> <p>(3)無断で他人の企業名称または氏名を使用して、人に他人の商品であると誤認させる。</p> <p>(4)商品上に、認証マークまたは有名優良マーク等の品質マークを偽造したり、冒用し、生産地を偽り、商品の品質について、人に誤解させる虚偽の表示をする。</p>	<p>第6条 経営者は、次の各号に掲げる混同行為を行い、他社の商品か、他人と特定の関係があるものと誤認させてはならない。</p> <p>(1)無断で一定の影響力を持つ他人の商品の名称、包装もしくは装飾等、同一または近似のラベルを使用する。</p> <p>(2)無断で一定の影響力を持つ企業名称(略称、屋号等を含む。)、社会組織の名称(略称等を含む。)、氏名(ペンネーム、芸名、訳名等を含む。)を使用する。</p> <p>(3)無断で一定の影響力を持つ他人のドメイン名または主体の部分、ウェブサイト名、ホームページ等を使用する。</p> <p>(4)その他、他人の商品であるか、他人と特定の関係があるものとの誤認を招く行為。</p>
<p>第6条 公益企業その他の法により独占的地位を有する経営者は、他人に対してその指定</p>	

<p>する経営者の商品の購入を限定し、これにより、ほかの経営者の公平な競争を排除してはならない。</p>	
<p>第7条 政府およびその所属機関は、行政権力を濫用して、他人に対してその指定する経営者の商品の購入を限定して、ほかの経営者の正当な経営活動を排除してはならない。 —政府およびその所属機関は、行政権力を濫用して、ほかの地方の商品が当該地方の市場に参入することを制限したり、当該地方の商品がほかの地方の市場へ流通することを制限してはならない。</p>	
<p>第8条 経営者は、金品その他の手段を用いて贈賄して、商品を販売するか、購入してはならない。帳簿外で密かに相手側である企業・組織または個人にリベートを与えた場合には、贈賄として処理する。相手側である企業・組織または個人が帳簿外で密かにリベートを收受した場合には、収賄として処理する。</p> <p>経営者は、商品を販売したり、購入する場合には、明示の方法をもって相手側に対して割引を与えることができ、仲介人に対して手数料を与えることができる。経営者は、相手側に対して割引を与えるか、仲介人に対して手数料を与えた場合には、真実のとおり記帳しなければならない。割引または手数料を收受した経営者は、真実のとおり記帳しなければならない。</p>	<p>第7条 経営者は、金品その他の手段を用いて次の各号に掲げる企業・組織や個人に贈賄して、取引の機会や競争における優位の獲得を図ってはならない。</p> <p>(1) 取引相手の従業員 (2) 取引相手からの委託を受けて関連事務を行う企業・組織または個人 (3) 職権または影響力を利用して取引に影響を及ぼす企業・組織または個人</p> <p>経営者は、取引活動において、明示の方法をもって取引相手に支払いの割引を与えるか、仲介人に対して手数料を支払うことができる。経営者は、取引相手に支払いの割引を与えるか、仲介人に対して手数料を支払う場合には、真実のとおり記帳するものとする。割引または手数料を收受した経営者は、真実のとおり記帳しなければならない。</p> <p>経営者の従業員が贈賄した場合は、それを経営者の行為と認定する。ただし、経営者が証拠をもって、当該従業員の行為は、経営者のために商機または競争上の優位を獲得する</p>

	<p>ことと無関係であることを証明した場合は、この限りでない。</p>
<p>第9条 経営者は、広告その他の方法を利用して、商品の品質、製造成分、性能、用途、生産者、有効期間および生産地等について、人に誤解させる虚偽の宣伝をしてはならない。</p> <p>広告する経営者は、明らかに知りうるか、知るべき状況下において、虚偽の広告を代理し、デザインし、作成したり、発表してはならない。</p>	<p>第8条 経営者は、商品の性能、機能、品質、販売状況、顧客の評価、受賞歴等について、人に誤解させる虚偽の商業的宣伝、詐欺、消費者を誤導してはならない。</p> <p>経営者は虚偽の取引を実施する等の方法により、ほかの経営者が虚偽または人に誤解させる商業的宣伝をすることに協力してはならない。</p>
<p>第10条 経営者は、次の各号に掲げる手段を用いて営業秘密を侵害してはならない。</p> <p>(1)窃盗、利益による誘引、脅迫その他の不正な手段により権利者の営業秘密を取得する。</p> <p>(2)前号の手段により取得した権利者の営業秘密を開示し、使用するか、他人の使用を許可する。</p> <p>(3)約定に違反するか、権利者の営業秘密の保持に関する要求に違反し、その把握している営業秘密を開示し、使用したり、他人の使用を許可する。</p> <p>第三者が前項所定の違法行為を明らかに知るか、知るべきである場合において、他人の営業秘密を取得し、使用し、開示したときは、営業秘密を侵害したものとみなす。</p> <p>本法にいう営業秘密とは、一般に知られておらず、権利者のために経済的利益をもたらすことができ、実用性を有し、かつ権利者が秘密保持措置を講じている技術情報および経営情報をいう。</p>	<p>第9条 経営者は、次の各号に掲げる営業秘密を侵害する行為をしてはならない。</p> <p>(1)窃盗、賄賂、詐欺、脅迫その他の不正な手段により権利者の営業秘密を取得する。</p> <p>(2)前号の手段により取得した権利者の営業秘密を開示し、使用するか、他人の使用を許可する。</p> <p>(3)約定に違反するか、権利者の営業秘密の保持に関する要求に違反し、その把握している営業秘密を開示し、使用したり、他人の使用を許可する。</p> <p>第三者が、営業秘密の権利者の従業員、もと従業員またはその他の企業・組織、個人が前項所定の違法行為を行ったことを明らかに知るか、知るべきである場合において、なお他人の営業秘密を取得し、開示し、使用するか、他人にその使用を許可したときは、営業秘密を侵害したものとみなす。</p> <p>本法にいう営業秘密とは、一般に知られておらず、商業的価値があり、かつ権利者が秘密保持措置を講じている技術情報および経営情報をいう。</p>

<p>第11条 経営者は、競争相手を排除することを目的として、原価を下回る価格で商品を販売してはならない。</p> <p>—次の各号に掲げる事由に該当する場合には、不正競争行為に属さないものとする。</p> <p>(1) 新鮮で生きている商品を販売する。</p> <p>(2) 有効期間が間もなく満了する商品その他の在庫商品を処理する。</p> <p>(3) 季節による価格の引き下げ。</p> <p>(4) 債務の完済、生産の転換または休業により価格を引き下げて商品を販売する。</p>	
<p>第12条 経営者は、商品を販売する場合には、購入者の意思に反して商品を抱き合せ販売してはならず、その他の不合理な条件を追加してはならない。</p>	
<p>第13条 経営者は、次の各号に掲げる景品付販売に従事してはならない。</p> <p>(1) 景品があると偽るか、故意に内定者をして景品に当選させるという欺瞞的方法を用いて景品付販売をする。</p> <p>(2) 景品付販売の手段を利用して、品質の劣る価格の高い商品の販売を促進する。</p> <p>(3) 抽選式の景品付販売において、最高景品の金額が 5,000 元を超える。</p>	<p>第10条 経営者が景品付販売をする際、次の各号に掲げる状況が存在してはならない。</p> <p>(1) 設ける賞の種類、引換条件、賞金額または賞品等の景品付販売の情報が不明確で、引き換えに影響を及ぼす。</p> <p>(2) 景品があると偽るか、故意に内定者をして景品に当選させるという欺瞞的方法を用いて景品付販売をする。</p> <p>(3) 抽選式の景品付販売において、最高景品の金額が 5 万元を超える。</p>
<p>第14条 経営者は、虚偽の事実を捏造し、散布して、競争相手の商業上の信用または商品の名声を損なってはならない。</p>	<p>第11条 経営者は、虚偽の情報または誤導するような情報を捏造し、散布して、競争相手の商業上の信用または商品の名声を損なってはならない。</p>

~~第15条 入札者は、通謀して入札し、不当に入札価格を高くし、入札価格を引き下げなければならない。~~

~~—入札者および応札者は、相互に共謀して、競争相手の公平な競争を排除してはならない。~~

第12条 経営者がインターネットを利用して生産経営活動に従事する場合、本法の各項の規定を遵守しなければならない。

経営者が技術的な手段を用いて、利用者の選択に影響を及ぼすか、その他の方法により、次に各号に掲げる、その他の経営者が適法に提供するインターネット商品またはサービスの正常な運行を妨害、破壊する行為をしてはならない。

(1) その他の経営者の同意を経ずに、その適法に提供するインターネット商品またはサービスの中に、リンクや強制的な対象サイトへの移動機能を挿入する。

(2) 利用者に対し、その他の経営者が適法に提供するインターネット商品またはサービスを、変更、閉鎖、削除するよう誤導し、騙し、強要する。

(3) 悪意によりその他の経営者が適法に提供するインターネット商品またはサービスに対し、互換性がなくなるような措置を講じる。

(4) その他、経営者が適法に提供するインターネット商品またはサービスの正常な運行を妨害、破壊する行為。

第三章 不正競争行為の嫌疑に係る調査

~~第16条 県級以上の監督監査機関は、不正競争行為に対して、監督監査をすることができる。~~

第17条 監督監査機関は、不正競争行為を監督監査する場合、次の各号に掲げる職権を行使することができる。

第13条 監督監査機関は、不正競争行為の疑いについて調査する際、次の各号に掲げる措置を取ることができる。

(1) 不正競争行為が行われた疑いのある経営場所に立ち入り検査を行う。

<p>(1)所定の手続に従って、監査を受ける経営者、利害関係者および証人に対して質問し、かつ証明資料または不正競争行為と関連のある、ほかの資料の提出を要求する。</p> <p>(2)不正競争行為と関連する契約、帳簿、伝票、文書、記録、業務通信その他の資料につき調査・質問し、およびこれらを複製する。</p> <p>(3)本法の第5条所定不正競争行為と関連する金品を監査する場合において、必要のあるときは監査を受ける経営者に対して当該商品の供給元および数量の説明、販売の一時停止もしくは監査のための待機または当該金品の移転、隠匿もしくは廃棄の禁止を命ずることができる。</p>	<p>(2)調査を受ける経営者、利害関係者およびその他の関係企業・組織、個人に対して質問し、関連状況を説明するか、調査対象となる行為と関連のある、ほかの資料を提出することを要求する。</p> <p>(3)不正競争行為の疑いと関連する契約、帳簿、伝票、文書、記録、業務通信その他の資料につき調査・質問し、およびこれらを複製する。</p> <p>(4)不正競争行為の疑いに関連する財物を差し押さえ、押収する。</p> <p>(5)不正競争行為の疑いがある経営者の銀行口座を照会する。</p> <p>前項規定の措置を取るには、監督検査機関の主要な責任者に書面で報告し、認可を取得しなければならない。前項第(4)号、第(5)号に所定の措置を取る場合は、区を設ける市級以上の人民政府の監督検査機関の主要な責任者に書面で報告し、認可を取得しなければならない。</p> <p>監督検査機関が不正競争行為の疑いについて調査する際は、『中華人民共和国行政強制法』およびその他の関連する法律、行政法規の規定を遵守したうえ、取り締りの結果を遅滞なく社会に公開しなければならない。</p>
<p>第18条 監督検査機関の職員は、不正競争行為を監督監査する場合、監査証明書を提示しなければならない。</p>	<p>第14条 監督検査機関が、不正競争行為の疑いについて調査する際、調査を受ける経営者、利害関係者およびその他の関係企業・組織、個人は、関連資料または状況をありのままに提出しなければならない。</p>
<p>第19条 監督検査機関が、不正競争行為を監督監査する場合、監査を受ける経営者、利害関係者および証人は、関連資料または状況をありのままに提出しなければならない。</p>	<p>第15条 監督検査機関およびその職員は、調査過程で知り得た営業秘密について秘密保持の義務を負う。</p>

	<p>第 16 条 不正競争行為の疑いについて、いかなる企業・組織や個人も監督検査機関に通報する権利を持ち、監督検査機関は、通報を受けた場合、法により速やかに処理しなければならない。</p> <p>監督検査機関は、社会に向けて通報を受理するための電話番号、私書箱または電子メールアドレスを公開し、かつ、通報者の秘密を保持しなければならない。実名で通報して関連の事実や証拠を提供した者には、監督検査機関は処理の結果を告知しなければならない。</p>
--	---

第四章 法的責任

<p>第 20 条 経営者は、本法の規定に違反して侵害された経営者に対して損害をもたらした場合、損害賠償責任を負わなければならない。侵害された経営者の損害を計算することが難しい場合、賠償額は侵害人が侵害期間において侵害により取得した利益とする。侵害した経営者は、侵害された経営者がその適法な権益を侵害された不正競争行為を調査することにより支出した合理的費用を負担しなければならない。</p> <p>侵害された経営者の適法な権益が不正競争行為による損害を受けた場合には、人民法院に対して訴訟を提起することができる。</p>	<p>第 17 条 経営者は、本法の規定に違反して他人に対して損害をもたらした場合、法により民事責任を負わなければならない。</p> <p>経営者の適法な権益が不正競争行為による損害を受けた場合には、人民法院に対して訴訟を提起することができる。</p> <p>不正競争行為により損害を受けた経営者の賠償額は、権利侵害により被った実際の損害に基づき確定する。実際の損害を計算することが難しい場合、賠償額は侵害人が侵害期間において侵害により取得した利益により確定する。賠償額には、経営者が権利侵害の行為を制止するために支出した合理的費用も含めなければならない。</p> <p>経営者が本法第 6 条、第 9 条の規定に違反し、権利者が権利侵害により被った実際の損害、権利者が権利侵害により獲得した利益を確定することが難しい場合、人民法院が権利侵害行為の状況に基づき、権利者に 300 万元以下の賠償を与える判決を下す。</p>
--	---

第21条 ~~経営者が他人の登録商標を冒用し、無断で他人の企業名称または氏名を使用し、認証マークおよび有名優良マーク等の品質マークを偽造したり、冒用し、生産地を偽り、商品の品質について人に誤解させる虚偽の表示をした場合には、『中華人民共和国商標法』および『中華人民共和国製品品質法』の規定により処罰する。~~

~~経営者が無断で周知商品に特有な名称、包装もしくは装飾を使用していたり、周知商品と類似する名称、包装もしくは装飾を使用して、他人の周知商品との混同をもたらし、購入者をして当該周知商品であると誤認させた場合、監督監査機関は、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収しなければならず、事案に応じて違法所得相当額以上で3倍以下の罰金を科すことができる。事案が重大である場合には、営業許可証を取り消すことができる。虚偽・劣悪な商品を販売し、犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追究する。~~

第22条 ~~経営者が金品その他の手段を用いて贈賄し、もって商品を販売したり、購入し、犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追究する。犯罪を構成しない場合には、監督監査機関は、事案に応じて1万元以上20万元以下の罰金を科すことができ、違法所得のある場合には、これを没収する。~~

第23条 ~~公益企業その他の法により独占的地位を有する経営者が他人に対してその指定する経営者の商品の購入を限定し、これにより、ほかの経営者の公平な競争を排除した場合、省級または区を設ける市の監督監査機~~

第18条 ~~経営者が本法第6条の規定に違反して混同行為をした場合、監督検査機関は違法行為の停止を命じ、違法商品を没収する。違法経営額が5万元以上である場合、違法経営額の5倍以下の罰金を併科することができる。違法経営額がない、もしくは違法経営額が5万元に満たない場合は、25万元以下の罰金を併科することができる。事案が重大である場合は、営業許可証を取り消す。~~

~~経営者の登記する企業名称が、本法第6条の規定に違反する場合、速やかに名称変更登記を行わなければならない。名称変更を行うまでは、もとの企業登記機関が統一社会信用代码をその名称に代替する措置を取る。~~

第19条 ~~経営者が本法第7条の規定に違反して他人への贈賄を行った場合、監督監査機関は違法所得を没収し、10万元以上300万元以下の罰金を科す。事案が重大である場合は、営業許可証を取り消す。~~

<p>関は、違法行為の停止を命じなければならず、事案に応じて5万元以上20万元以下の罰金を科すことができる。指定された経営者が当該機会を利用して品質が劣り価格の高い商品を販売したり、みだりに費用を収受した場合、監督監査機関は、違法所得を没収しなければならず、事案に応じて違法所得相当額以上で3倍以下の罰金を科すことができる。</p>	
<p>第24条 経営者が広告その他の方法を利用して、商品について人に誤解させる虚偽の宣伝をした場合には、監督監査機関は、違法行為の停止を命じ、影響を排除しなければならず、事案に応じて1万元以上20万元以下の罰金を科すことができる。</p> <p>広告する経営者が明らかに知っているか、知るべき状況において、虚偽の広告を代理し、デザインし、作成し、掲出した場合、監督監査機関は、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、かつ法により罰金を科さなければならない。</p>	<p>第20条 経営者が本法第8条の規定に違反して、商品について虚偽または人に誤解させる商業宣伝をしたか、虚偽の取引を行うなどの方法で、ほかの経営者が虚偽または人に誤解させる宣伝をすることに協力した場合には、監督監査機関は、違法行為の停止を命じ、20万元以上100万元以下の罰金を科す。事案が重大である場合は、100万元以上200万元以下の罰金を科し、営業許可証を取り消すことができる。</p> <p>経営者が本法第8条の規定に違反し、虚偽の広告を掲載した場合、『中華人民共和国広告法』の規定により処罰する。</p>
<p>第25条 本法第10条の規定に違反して営業秘密を侵害した場合、監督監査機関は、違法行為の停止を命じなければならず、事案に応じて1万元以上20万元以下の罰金を科すことができる。</p>	<p>第21条 経営者が本法第9条の規定に違反して営業秘密を侵害した場合、監督監査機関は、違法行為の停止を命じ、10万元以上50万元以下の罰金を科す。事案が重大である場合は、50万元以上300万元以下の罰金を科す。</p>
<p>第26条 経営者が本法第13条の規定に違反して、景品付販売をした場合、監督監査機関は、違法行為の停止を命じなければならず、事案に応じて1万元以上10万元以下の罰金</p>	<p>第22条 経営者が本法第10条の規定に違反して、景品付販売をした場合、監督監査機関は違法行為の停止を命じ、5万元以上50万元以下の罰金を科す。</p>

<p>を科すことができる。</p>	
<p>第27条 入札者が通謀して入札し、不当に入札価格を高くしたか、入札価格を低くしたか、入札者と応札者とが相互に共謀して競争相手の公平な競争を排除した場合には、その落札は、無効とする。監督監査機関は、事案に応じて1万元以上20万元以下の罰金を科すことができる。</p>	
<p>第28条 経営者が販売の一時的停止または不正競争行為と関連する金品の移転、隠匿もしくは廃棄の禁止に違反する行為をした場合、監督監査機関は、事案に応じて販売され、移転され、隠匿されたか、廃棄された金品の代金相当額以上で3倍以下の罰金を科すことができる。</p>	
<p>第29条 当事者は、監督監査機関が下した処罰決定に対して不服のある場合、処罰決定を受領した日から15日以内に、一級上の所管機関に再議を申し立てることができる。再議決定に対して不服のある場合には、再議決定書を受領した日から15日以内に、人民法院に対して訴訟を提起することができる。人民法院に対して直接に訴訟を提起することもできる。</p>	
<p>第30条 政府およびその所属機関が、本法第7条の規定に違反して、他人に対してその指定する経営者の商品の購入を限定し、ほかの経営者の正当な経営活動を制限したか、商品の地区相互間における正常な流通を制限した場合には、上級機関が是正を命ずる。事案が重大である場合には、同級または上級の機関が直接責任者に対して行政処分を科す。</p>	

<p>指定された経営者が当該機会を利用して品質の劣る価格の高い商品を販売したか、みだりに費用を収受した場合、監督監査機関は、違法所得を没収しなければならず、事案に応じて違法所得相当額以上で3倍以下の罰金を科すことができる。</p>	
<p>第31条 不正競争行為を監督監査する国家機関の職員が職権を濫用したか、職務を懈怠して犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合、行政処分を科す。</p>	
	<p>第23条 経営者が本法第11条の規定に違反して競争相手の商業上の信用または商品の名声を損なった場合、監督監査機関は違法行為の停止、影響の消除を命じ、10万元以上50万元以下の罰金を科す。事案が重大である場合は、50万元以上300万元以下の罰金を科す。</p>
	<p>第24条 経営者が本法第12条の規定に違反して、ほかの経営者が適法に提供するインターネット商品またはサービスの正常な運行を妨害、破壊した場合、監督監査機関は違法行為の停止を命じ、10万元以上50万元以下の罰金を科す。事案が重大である場合は、50万元以上300万元以下の罰金を科す。</p>
	<p>第25条 経営者が本法の規定に違反して不正競争を行い、違法行為による危害の結果を自主的に消除するか、減輕するなどの法定の状況が認められる場合は、法により軽きにより行政処分を行うか、処罰を減輕する。違法行為が軽微であり速やかに是正して、危害の結果をもたらさなかった場合は、行政処分を行わない。</p>

	第 26 条 経営者が本法の規定に違反して不正競争を行い、行政処分を受ける場合、監督検査機関は、信用記録をとり、関連する法律、行政法規の規定により公示する。
	第 27 条 経営者が本法の規定に違反した場合、民事責任、行政責任、刑事責任を負わなければならない、その財産が支払いに不足する場合は、民事責任を優先して負担する。
	第 28 条 監督管理検査機関の本法に基づく職責の履行を妨げたり、調査を拒否したり、妨害した場合、監督検査機関が是正を命じ、個人に対して 5,000 元以下の罰金を科すことができる。企業・組織に対しては 5 万元以下の罰金を科すことができるとともに、公安機関が法により治安管理处分を併科することができる。
	第 29 条 当事者が監督検査機関の決定に不服な場合は、法により行政再議を申し立てるか、行政訴訟を提起することができる。
第 32 条 不正競争行為を監督監査する国家機関の職員が私利をはかり、本法の規定に違反して犯罪を構成する経営者であることを明らかに知りながら、故意に庇護して訴追を受けさせなかった場合、法により刑事責任を追及する。	第 30 条 監督検査機関の職員が職権を濫用し、職務を懈怠し、私利をはかるか、調査過程で知り得た営業秘密を漏洩した場合は、法により処分する。
	第 31 条 本法規定に違反し、犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。
第五章 附則	
第 33 条 本法は、 1993 年 12 月 1 日 から施行する。	第 33 条 本法は、 2018 年 1 月 1 日 から施行する。